

三重大学医学部看護学科育成会会則

(名称)

第1条 本会は、三重大学医学部看護学科育成会（以下「本会」という）と称します。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を三重県津市三重大学医学部看護学科育成会事務局に置きます。

(目的)

第3条 本会は、三重大学医学部看護学科（以下「本学科」という）の看護教育の発展をめざし、本学科の行う事業、学生に対する厚生補導等の助成を行い、学生生活を豊かにし、有為の人材の育成に寄与することを目的とします。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するため次の事業を行います。

- 1 学生に対する厚生補導の助成
- 2 学生の諸活動の助成
- 3 学生の学外実習の助成
- 4 学生の実習、研究の助成
- 5 学生の就職開拓等の渉外活動の助成
- 6 医学部看護学科、家庭間の連絡に関する協力
- 7 会員の交流及び生涯学習の助成
- 8 育成会ボランティア活動
- 9 その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織します。

- 1 正会員 医学部看護学科に在籍する学生の保護者
- 2 準会員 本会の趣旨に賛同し、理事会の推薦による者

(役員)

第6条 本会に次の役員を置きます。

- 1 理 事 各学年から3名以上7名以内
うち 会 長 1名
副 会 長 2名
常任理事 1名
書 記 2名
会 計 2名
- 2 監 事 2名
- 3 顧 問 若干名
- 4 名誉顧問 1名

理事及び監事は、相互に兼ねることができないものとします。

(役員の選出)

第7条 役員は次のとおりとします。

- 1 理事及び監事は、総会において正会員の中から選出します。
- 2 理事は、互選により会長、副会長、常任理事、書記、会計を定めます。
- 3 理事及び監事の選出は、選挙管理委員（複数）をおいてすすめます。
- 4 顧問は、看護学科長の他、理事会の推薦による若干名の者とし、会長が委嘱します。
- 5 名誉顧問は、医学部長とします。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は次のとおりとします。

- 1 会長は、会を代表し会務を総括します。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が支障あるときは、その任務を代行します。
- 3 常任理事は、会長の指揮を受け、総会及び理事会で議決した事項を執行します。
- 4 書記は、事業の事務を行います。
- 5 会計は、事業の会計を行います。
- 6 理事は、理事会を構成し、事業計画、予算、会則の変更等総会に付議すべき重要事項を審議し、その他総会の議決を要しない事項を決定します。
- 7 監事は、事業及び会計を監査します。
- 8 顧問は、会長の諮問に応じます。

(役員の任期)

第9条

- 1 役員の任期は2年とします。但し、再任を妨げません。欠員を生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 2 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が決定するまで引き続きその任務を行うものとします。

(会議の構成)

第10条

- 1 総会は、正会員をもって構成します。
- 2 準会員は、総会に出席して意見を述べることができます。但し、議決権は有しないものとします。
- 3 理事会は理事をもって構成します。
- 4 会長は、会議に顧問及び監事の出席を要請し意見を求めることができます。

(会議の権能)

第11条

- 1 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定を行います。
 - ① 事業計画及び予算に関する事項
 - ② 事業報告及び決算に関する事項
 - ③ 理事及び監事の選任ならびに解任、会則の制定改廃に関する事項
 - ④ その他本会の運営に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項を審議し、決定を行います。

- ① 総会の議決した事項の執行に関すること
- ② 総会に付議すべき事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第12条

- 1 定期総会は、毎年1回開催します。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上、もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求があったときは、1ヵ月以内に開催します。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催します。

(会議の召集及び議長)

第13条

- 1 総会及び理事会は会長が召集します。
- 2 総会の議長は、出席正会員の中から選出します。
- 3 理事会の議長は会長とします。

(総会、理事会の定足数及び評決)

第14条

- 1 会議は、会議の構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができないものとします。
但し、委任状による出席は出席とみなします。
- 2 会議の議事は、委任状を含む出席構成員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の時は、議長が決します。

(会費)

第15条

- 1 正会員は、会費を納入するものとします。
- 2 会費の額は、新入生と3年編入生とを区分し、それぞれについて総会において決定するものとします。
- 3 会費の納入は、学生が入学する際にその全額を全納することとし、既納の会費は返還されないものとします。
- 4 前項の規定にかかわらず、会費の前納が困難な会員は、その申し出により理事会において特段の事由があると認められたときは、会費を分納することができます。
- 5 準会員からは会費を徴収しないものとします。

(会計)

第16条

- 1 本会の経費は、会費及び寄付金をもって充てるものとします。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとします。

(雑則)

第17条 本会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

附 則

1. この会則は、平成 10 年 4 月 9 日から施行します。
2. この会則は、平成 11 年 5 月 30 日から施行します。
3. この会則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行します。
4. この会則は、平成 14 年 6 月 30 日から施行します。
5. この会則は、平成 15 年 6 月 30 日から施行します。
6. この会則は、令和 4 年 6 月 19 日から施行します。

申し合わせ

I. 理事の選出

理事は、各学年に属する正会員から若干名を選出します。

但し、本会則第 6 条第二号の規定にかかわらず平成 10 年度、11 年度及び 12 年度は、正会員から役職に必要な人数を選出するものとします。

II. 事業計画及び予算の作成

常任理事は、本会の事業計画及び収支予算を、毎会計年度開始前に作成し、理事会に提出するものとします。

III. 収支決算の作成

常任理事は、本会の収支決算を、毎会計年度終了後 2 か月以内に作成し、会計書類及び事業報告書とともに、監事の意見を添えて理事会に提出するものとします。

IV. 会費の納入

平成 10 年度正会員の会費納入は、本会則第 13 条の規定にかかわらず分割納入をすることが出来ます。

V. 会費の改正

平成 19 年度入学生より、新入生は 50,000 円、新編入生は 25,000 円の会費を納入することとします。

平成 30 年 4 月

三重大学医学部看護学科育成会